

《 補 足 説 明 書 》

徳島県県土整備部営繕課

委 託 業 務 名 R 2 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養
屋外トイレ新築監理業務

別途発注委託業務 無し

- ・本業務は、重点調査制度の（対象業務・対象外業務）である。

1 現地調査

希望者は、現地調査をすることができるが、現地に管理者のいる施設については、管理者の了解を得て調査を行うこと。

2 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、入札開始日の3日前（休日・入札開始日を除く）の正午までに、書面により営繕課に提出すること。

質疑の様式は任意とする。書面の提出は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話により受信について確認すること。）によるものとする。

提出先 営繕課 住 所 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電 話 088-621-2614
ファクシリ 088-621-2929
電子メール eizenka@pref.tokushima.jp

（※）質疑の提出期限について

入札開始日が月曜日の場合は、前日及び前々日が休日であることから、水曜日の正午までとなる。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

3 注意事項

- ・契約の相手方が課税事業者の場合には、契約書記載の業務委託料の表記に併せて当該取引に係る消費税額を表記するので、落札者は課税事業者であるか又は免税事業者を、直ちに届出ること。

- ・委託契約書に建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載した書面（営繕課指定様式）を2部を直ちに提出すること。

4 重要事項説明

落札者は、建築士法第24条の7に規定に基づき落札決定から契約までの間に重要事項説明書（営繕課指定様式）を2部提出し、係員に内容説明を行った後、係員の確認印を受け、1部を落札者にて保管すること。